

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、全国酒類卸売業協同組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、全国の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、事務所を東京都中央区に置く。

(支部の設置)

第 5 条 本組合に支部を置くことができる。

(公告の方法)

第 6 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは官報に掲載する。

(規 約)

第 7 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 8 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う資材、機器及び物資の共同購買並びに賃貸借の斡旋
(昭和 63 年 7 月 1 日変更)
- (2) 組合員の事業に関する調査、研究
- (3) 構造改善計画の作成、構造改善事業の推進・指導等に関する事業 (平成 7 年 6 月 14 日追加)
- (4) 経営基盤強化計画の作成、経営基盤強化事業の推進・指導等に関する

事業（平成12年7月3日追加）

- (5) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
 - (6) 商工組合中央金庫、中小企業金融金庫、国民生活金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、生命保険会社及び損害保険会社に対する組合員の債務の保証（平成17年6月9日変更）
 - (7) 組合員の事業に関し、組合員が酒類生産者もしくは酒類卸売業者と締結する酒類特約販売契約にもとづいて、組合員が負担する債務の保証（昭和60年6月24日変更）
 - (8) 近代化基金及びその他の基金の受入れ並びにその管理運営
 - (9) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供並びに企業診断と経営指導
 - (10) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (11) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
 - (12) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (13) 損害保険代理業（平成17年5月23日追加）
 - (14) 生命保険の募集に関する業務（平成17年5月23日追加）
 - (15) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第7号に定める取引債務保証事業の内容及び実施に関する事項は規約で定める。（昭和60年6月24日・平成12年7月3日追加）

第3章 組合員

（組合員の資格）

第9条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える事業者とする。

- (1) 酒類の卸売業を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること

（加入）

第10条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第11条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の出資をしなければならぬ。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

（相続加入）

第12条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

（自由脱退）

第13条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

（除名）

第14条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

（脱退者の持分の払いもどし）

第15条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資総額より減少したときは、当額出資額から当額減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（使用料又は手数料）

第16条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

（経費の賦課）

第17条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

（出資口数の減少）

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第15条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

（届出）

第19条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき。

（過怠金）

第20条 本組合は、次の各号の一に該当する行為のあった組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。

この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第8条第10号に規定する団体協約に違反した組合員
- (2) 第14条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (3) 前条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は10万円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は一時に全額を払込まなければならない。

(延滞金)

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定にあたっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第25条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 20人以上30人以内(平成7年6月14日、平成18年6月2日変更)
- (2) 監事 2人又は3人

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任された通常総代会後第2回目の通常総代会の終結のときまでとする。(昭和61年7月16日変更)

- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員の職務を行う。

(員外役員)

第27条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については5人、監事については1人をこえることができない。(昭和63年7月1日、平成7年6月14日、平成10年6月26日変更)

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任及び職務)

第28条 理事のうち1人を理事長、7人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とし、理事会において選任する。(昭和63年7月1日、平成7年6月14日、平成10年6月26日変更)

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、本組合の業務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して、本組合の業務を分掌し、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。(昭和63年7月1日変更)
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第29条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

第30条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 の 選 挙)

第 3 1 条 役員は、総代会において選挙する。

- 2 役員 の 選 挙 は、単記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは次点者をもって当選人とする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、役員 の 選 挙 は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により、役員 の 選 挙 を行う場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総代会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員 の 報 酬)

第 3 2 条 役員に対する報酬は、総代会において定める。

(顧 問)

第 3 3 条 本組合に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を得て理事長が委嘱する。

(職 員)

第 3 4 条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

第 3 5 条 本組合に次の職員を置くことができる。

- (1) 主 事 若干名
- (2) 書 記 若干名

第 6 章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総 代 会)

第 3 6 条 本組合に総代会を置く。

（総代の定数）

第37条 総代の定数は、組合員総数の10分の1以上とする。（平成14年8月8日変更、平成17年6月9日変更、平成18年6月2日）

（総代の任期）

第38条 総代の任期は、2年とする。

2 第26条第2項（役員任期）の規定は、総代の任期に準用する。

（総代の選挙）

第39条 総代は、「別表」に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから互選する。

2 総代の選挙は単記式無記名投票による。

（総代会の招集）

第40条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総代会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。（平成2年6月28日変更）

（総代会招集の手続）

第41条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を、各総代に発してするものとする。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第42条 総代は、前条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。

（緊急議案）

第43条 総代会においては、出席した総代（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第41条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

（総代会の議事）

第44条 総代会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総代会の議長）

第45条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代又は総代たる法人の代表者のうちから選任する。

（総代会の議決事項）

第46条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の残高最高限度（昭和60年6月24日変更）
- (2) 第8条第1項第5号に定める事業に関し、組合員のためにする貸付け（手形の割引を含む。）の残高の最高限度及び1組合員のためにする貸付け（手形の割引を含む。）の残高の最高限度（昭和60年6月24日変更）
- (3) 第8条第1項第6号に定める事業に関し、組合員のためにする債務保証の残高の最高限度及び1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度（昭和60年6月24日変更）
- (4) 第8条第1項第7号に定める事業に関し、組合員のためにする債務保証の残高の最高限度及び1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度（昭和60年6月24日変更）
- (5) その他理事会において必要と認める事項

（総代会の議事録）

第47条 総代会の議事録は議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 総代の数及びその出席者数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

（理事会の招集）

第48条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは常務理事が、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
- 3 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第49条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第50条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第51条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第52条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録については、第47条(総代会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第4号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(総会の議決事項)

第 5 4 条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

(総会の招集)

第 5 5 条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第 5 6 条 総会については、第 41 条から第 43 条まで（総代会招集の手続、書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使、緊急議案）、第 45 条（総代会の議長）及び第 47 条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において第 42 条第 2 項中「1 人」とあるのは「4 人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第 5 7 条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は規約で定める。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 5 8 条 本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第 5 9 条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積立てるものとする。

2 前項の基準金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第 6 0 条 本組合は、減資差益（第 15 条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第61条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

（法定繰越金）

第62条 本組合は、第8条第9号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

（利益剰余金及び繰越金）

第63条 1 事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第59条の規定による法定利益準備金、第61条の規定による特別積立金及び前条の規定による繰越金を控除して、なお剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（利益剰余金の配当）

第64条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第24条第2項（持分）の規定を準用する。

（損失金の処理）

第65条 損失金のおてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

（職員退職給与引当金）

第66条 本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の10分の1以上を計上する。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第 26 条第 1 項の規定にかかわらず最初の通常総代会の日までとする。
- 2 最初の事業年度は、第 58 条の規定にかかわらず本組合の成立の日から昭和 58 年 3 月 31 日までとする。
- 3 昭和 63 年度に選任された総代の任期は、第 38 条第 1 項の規定にかかわらず 1 年とする。(昭和 63 年 7 月 1 日追加)

別 表

地域別総代人員表

地域別	総代数	地域別	総代数
東京都	6	石川県	1
神奈川県	2	福井県	1
千葉県	3	富山県	1
山梨県	1	広島県及び山口県	4
埼玉県	1	岡山県	2
茨城県	2	鳥取県	1
栃木県	1	島根県	1
群馬県	1	香川県	1
長野県	1	愛媛県	2
新潟県	2	徳島県	1
大阪府、奈良県及 び和歌山県	3	高知県	1
京都府及び滋賀県	1	福岡県	4
兵庫県	4	佐賀県	1
北海道	2	長崎県	1
宮城県、岩手県、 秋田県及び青森県	5	熊本県	3
福島県	1	大分県	1
山形県	1	鹿児島県	1
愛知県及び三重県	3	宮崎県	1
静岡県	3		
岐阜県	2	計	73

(平成14年8月8日変更、平成17年6月9日変更、平成18年6月2日変更)